破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２５６号
北海道小樽市石山町30番14号、前住所北海道小樽市長橋１丁目７番10号　竹内實方
債務者　竹内　政幸
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２５７号
北海道小樽市塩谷１丁目５番12号
債務者　石黒真貴子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１７５８号
宮城県亘理郡亘理町逢隈神宮寺字袖ケ沢90番地　町営住宅３―10
債務者　井上　剛一
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７５９号
宮城県亘理郡亘理町逢隈神宮寺字袖ケ沢90番地　町営住宅３―10
債務者　井上　正紀
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８２１号
仙台市青葉区花京院１丁目１番30―1104号
債務者　大久　律子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８３２号
仙台市青葉区高松３丁目８番11号　ワンカントリーマンション104
債務者　川合麻衣子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３７２号
福島市南町244番地
債務者　松山　雄治
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　福島地方裁判所

平成２１年（フ）第６５８号
茨城県笠間市平町1656番地31　エルシャダイＡ―101
債務者　前澤　貴志
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６９４号
水戸市渋井町655番地の15　メゾン桜川202号
債務者　櫻井　秀明
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７０４号
茨城県ひたちなか市西十三奉行11407番地３
債務者　大川喜代美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７３１号
茨城県鉾田市樅山585番地４
債務者　石崎　智美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７４０号
水戸市見和３丁目568番地の３見和フラット雲の棟203号、申立時の住所茨城県ひたちなか市勝田泉町15番１―101号　県営勝田アパート
債務者　山戸　正広
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７５２号
水戸市千波町2852番地の２　市営千波原第２住宅１棟102号
債務者　久保今朝雄
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７５８号
茨城県常陸大宮市八田477番地
債務者　野上　康子（旧姓今川）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７６５号
水戸市石川２丁目4193番地の１
債務者　三宅　葉子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７６９号
水戸市吉沢町432番地の10
債務者　ガレージインペリアルこと　中村　竜一
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７７０号
水戸市吉沢町432番地の10
債務者　中村　幸恵
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで　水戸地方裁判所